

# 議案参考資料

[令和6年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

税務課 資産税担当

## 議案名

報告第4号 専決処分(桐生市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)の承認を求めるについて

## 趣旨・目的

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」(以下「省令」という。)の一部改正に伴い、桐生市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和6年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

## 概要

本条例において、桐生地域及び黒保根地域における課税の特例の対象となる設備(※)に対して、最初に固定資産税を課税すべきこととなる年度以後3年度分の課税免除を行っています。

省令が改正されたことにより、課税の特例の対象となる設備の設置期限を、「令和6年3月31日まで」から「令和9年3月31日まで」に改めます。

※ 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備

(施行期日：令和6年4月1日)

## 背景・経過

過疎地域については、昭和45年以来、四次にわたり制定された過疎対策立法のもとで各種の対策が講じられており、令和3年に過疎地域自立促進特別措置法が期限を迎えて失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。当市においては令和3年度に桐生市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例を制定しています。